

○先端研究センター群に区分される教育研究施設の分類等に関する細則

平成30年3月29日
法人細則第9号

改正 平成30年法人細則第16号

先端研究センター群に区分される教育研究施設の分類等に関する細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号）第25条第3項の規定に基づき、先端研究センター群に区分される教育研究施設（以下「教育研究施設」という。）の級ごとの分類及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

(分類)

第2条 教育研究施設の分類は、次のとおりとする。

(1) R1（世界級研究拠点）

世界的にトップレベルの研究業績を有し、当該研究分野において、世界的な共同研究等の中核的拠点となりうる拠点

(2) R2（全国級研究拠点）

全国的にトップレベルの研究業績を有し、世界級研究拠点を目指す拠点

(3) R3（重点育成研究拠点）

重点的な育成により、全国級研究拠点を目指す拠点

2 前項の教育研究施設は、別表のとおりとする。

3 教育研究施設の分類は、研究戦略イニシアティブ推進機構の議を経て、学長が決定する。

(評価)

第3条 研究戦略イニシアティブ推進機構は、前条の分類を行うため、次に掲げる評価を行う。

(1) 事前評価 教育研究施設の設置前に行う評価

(2) 中間評価 3年目に行う評価

(3) 期末評価 5年目に行う評価

2 前項の評価は、それぞれの教育研究施設が、世界から優秀な人材を引き付ける国際的な研究拠点となることを目指す観点から、研究活動実績に基づき当該進捗状況について行うものとする。

3 第1項の評価により、教育研究施設の設置が認められないこと又は教育研究施設が廃止となることがある。

(雑則)

第4条 この法人細則に定めるもののほか、教育研究施設の分類及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30.9.27法人細則16号）

この法人細則は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

先端研究センター群分類表

分類	センター名
R 1（世界級研究拠点）	計算科学研究センター 生存ダイナミクス研究センター
R 2（全国級研究拠点）	下田臨海実験センター つくば機能植物イノベーション研究センター プラズマ研究センター 地中海・北アフリカ研究センター サイバニクス研究センター アイソトープ環境動態研究センター 人工知能科学センター 陽子線医学利用研究センター
R 3（重点育成研究拠点）	山岳科学センター 微生物サステイナビリティ研究センター ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター トランスボーダー医学研究センター 宇宙史研究センター エネルギー物質科学研究センター 大学研究センター